

個人住民税の定額減税について

デフレ脱却に向けた一時的な措置として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

なお、定額減税の適用を受けるための申請等は必要ありません。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者（給与収入のみの場合は2,000万円以下の方）

減税額

- 納税義務者本人、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和6年度では行われず令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

【控除対象配偶者とは】同一生計配偶者（納税義務者本人と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の方）のうち、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者

【扶養親族とは】納税義務者本人と生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の方

減税額の確認方法

- 減税額は、個人住民税の各種通知書の摘要欄においてご確認いただけます。

(摘要)

個人住民税減税控除済額：〇〇,〇〇〇円

控除外額：〇〇,〇〇〇円

【個人住民税減税控除済額とは】個人住民税における減税額のことです。

【控除外額とは】個人住民税における減税額のうち、所得割額から引ききれなかった減税額のことです。

なお、徴収方法については、裏面の【参考】をご覧ください。

その他

- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 以下の額は、定額減税の特別税額控除が適用される前(調整控除後)の税額をもとに算定します。(定額減税による影響はありません。)

・公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額

・寄附金税額控除(ふるさと納税)の特例控除額の控除上限額

- 個人住民税の定額減税については、区ホームページにおいても記載しております。

(https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/zeikin/kazei/teigakugennzei_ver2.html)

- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。

給付金の詳細は内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)」をご参照ください。(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm)」をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

給与支払者の方向けに「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年度分所得税の定額減税のしかた」や「令和6年度分所得税の定額減税Q&A」等もご確認いただけます。

区HPは
こちら



内閣官房HPは
こちら



国税庁HPは
こちら



問合せ

大田区役所課税課(お住まいの地域により担当地区が異なります。)

大森地区：03-5744-1194 調布地区：03-5744-1195 蒲田地区：03-5744-1196

担当地区が不明の場合 庶務・諸税担当：03-5744-1192 FAX(共通)03-5744-1515

定額減税等に関するお問い合わせは…

●開設時期：6月中旬で調整中

定額減税コールセンター

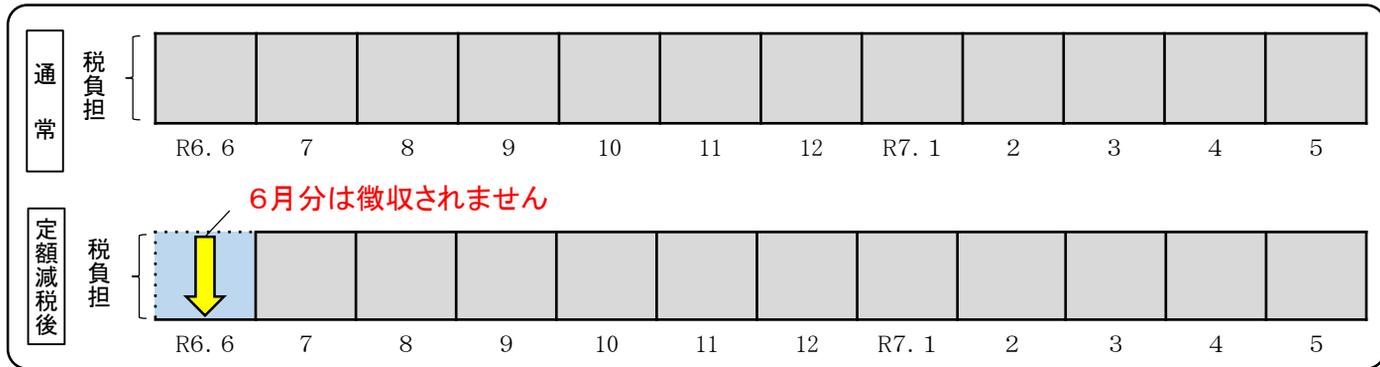
0120-462-739

応答時間：月～金：午前8:30～午後7:00、土日・祝日：午前8:30～午後5:00

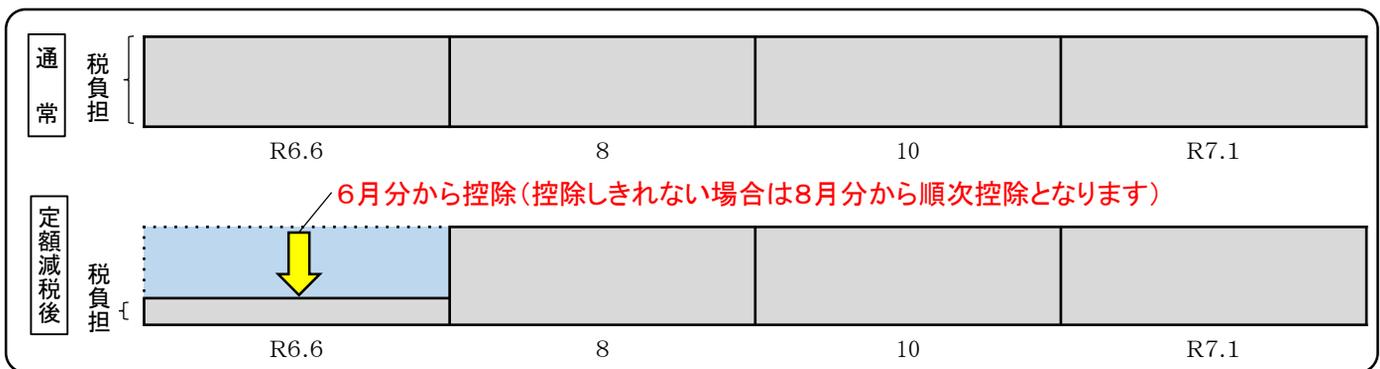
徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

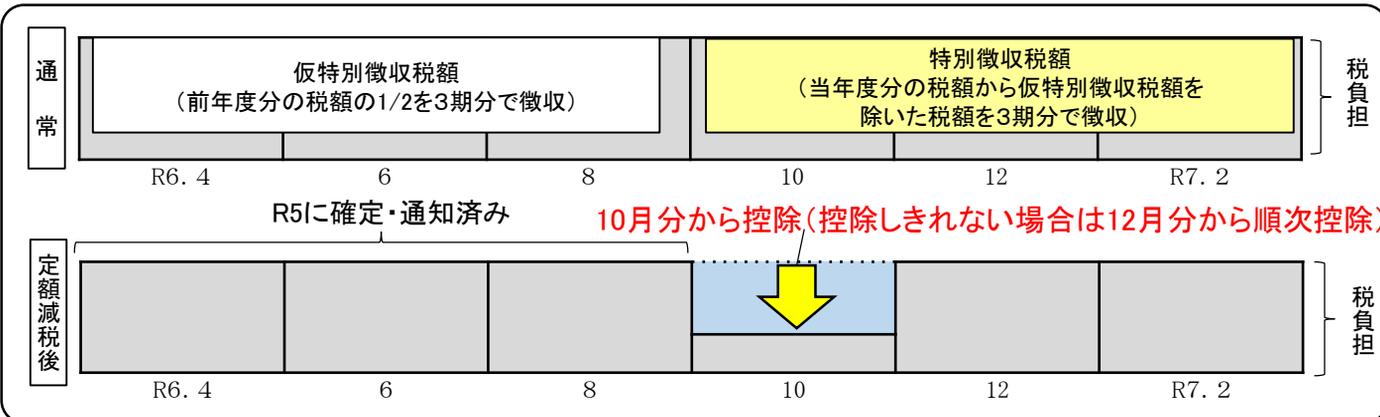
- ① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方） ▶ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分までの11か月で均されます。



- ② 普通徴収（事業所得者等の方） ▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



- ③ 公的年金等の所得に係る特別徴収（年金所得者の方） ▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



❗ 定額減税に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
※不審な電話、郵便、訪問等があった場合は、区や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。